

## 第2編 WTO 原産地規則に関する協定

### 第1章 原産地規則協定の構成

WTO 原産地規則協定(ARO)は、前文、四つの部及び二つの附属書からなる協定である。第1部は定義及び適用範囲、第2部は原産地規則の適用を律する規律、第3部は各種の手続きに係る制度、第4部は原産地規則の調和の手順・方法論を規定する。附属書 I は世界税関機構(World Customs Organization: WCO)の下に設置される原産地規則技術委員会(Technical Committee on Rules of Origin: TCRO)について定め、附属書 II は特惠原産地規則に関する共同宣言を含んでいる。ARO 第9条4は、「閣僚会議は、この協定の不可分の一部として、規則の調和のための作業計画の結果を附属書に定める。」としており、調和規則が完成した場合には ARO の不可分の一部としての附属書 III として ARO に加えられる。

ARO 第1条1は、第1部から第4部までの規定の適用が非特惠原産地規則に限られる旨を定め、同条2は ARO の適用範囲が非特惠的な通商政策の手段において用いられるすべての原産地規則及び政府調達又は貿易統計のために用いられる原産地規則を含むことを明確にしている。また、ARO 第1条2の注に、「『国内産業』若しくは『国内産業の同種の産品』又はこれらと同様の用語(その適用対象のいかんを問わない。)を定義するために行われる決定を妨げるものではない。」旨の規定がある。この規定は、貿易救済措置における国内産業の定義に調和規則を適用する義務の免脱を宣言するものである。

第2部においては、経過期間中と経過期間後の規律とを規定するが、表1で明らかのように、後者はより厳格な規定振りとなっている。協定上、経過期間は最短で1998年7月までの3年を想定していたが、調和作業が継続中の現在(2017年7月)においても経過期間である。

興味深い点は、事前教示の実施を特惠(附属書 II.3(d))及び非特惠(第2条(h)及び第3条(f))双方において制度化したことであろう。WTO 貿易円滑化協定第3条(事前教示)に比較してもより具体的に、要請後150日以内に認定を行い、認定の基礎となった事実、条件が同様である場合には3年間有効とし、認定結果を守秘義務に留意しながらも公表すべきとした。

ARO 第4条では CRO と TCRO の設立を規定し、附属書 I で TCRO の任務、手続等を規

定している。同第5条では、原産地規則の変更又は新設の場合には WTO 事務局に通報し、少なくとも発効60日前に公告すべきことを規定する。同第6条では、CRO による物品理事会への報告義務、調和規則の将来的な改正の検討等について規定する。同第7条及び第8条では、ARO の下での紛争は GATT 第22条及び第23条の協議及び紛争解決手続規定並びに WTO 紛争解決了解に従う旨を規定する。

ARO 第9条は調和作業の手続を規定する。同第9条1は調和作業を導く原則と目的を列挙し、同第9条2では調和作業の期限を3年間とし、先ず、完全生産品及び軽微な作業又は加工の定義策定を3ヶ月で実施することを求め(第1段階)、次に、実質の変更基準を関税分類変更基準を用いて開始後1年3ヶ月以内に策定し(第2段階)、更に、関税分類変更基準単独では実質的変更を明確に定めることができない場合に、補足的基準としての付加価値基準及び加工工程基準を用いて開始後2年3ヶ月以内に策定すべき(第3段階)ことを規定している。そして、第2及び第3段階の作業結果は、四半期毎に CRO に報告するとしている。最後に、3年間の作業期間のうち残された9ヶ月を CRO が全体の整合性(overall coherence)の観点から検討することとしている。

繰り返しになるが、調和作業が対象とするのは非特惠原産地規則のみであって、特惠規則を含まない。しかしながら、附属書 II において、非特惠原産地規則を律する規律の多くが特惠原産地規則にもかけられている<sup>1</sup>。表1が示しているとおり、特惠規則に係る規律は非特惠規則の経過期間中の規律の多くと同じ文言が使用されているが、①貿易の目的を追求する手段として直接又は間接に用いないこと、②国際貿易を制限し、歪め又は混乱させるような結果をもたらさないこと、③国内産品を決定するための規則よりも厳しいものでないこと及び最恵国原則を遵守すること、④一貫性のある、一律の、公平な、かつ、合理的な態様で運用すること、⑤原産国を完全に生産された国又は最後の実質的な変更が行われた国とすることについては、特惠規則の規律から外されている。これは、ウルグアイ・ラウンドにおいて EC 等の主張に配慮して特惠原産地規則への裁量行為を担保したものと解することができる。

---

<sup>1</sup> 附属書 II の効力については、条文の立て方が「shall(ねばならない)」ではなく、「Members agree(加盟国は、・・・合意する)」となっており、タイトルが「Common Declaration(共同宣言)」であることから拘束力のない規定であるとの意見を調和作業に従事していた交渉者の多くが語っていたところであるが、かつて、WTO 事務局の故キム参事官が同事務局の法務部に確認した結果として筆者に語ったところ、「加盟国が合意している以上、任意規定ではない」旨の解釈であった由。

表1: 原産地規則に適用される規律の比較

非特惠原産地規則		特惠原産地規則
第2条:経過期間中	第3条:経過期間後	附属書 II.3
a 一般に適用される行政上の決定を行う場合において、満たされるべき要件を明確化	a 第一条に定めるすべての目的のために 原産地規則を平等に適用	a 第2条 aと同じ
b 関連する通商政策の措置又は手段のいかんを問わず、貿易の目的を追求する手段として直接又は間接に用いない。	b 原産国は、完全に生産された国又は最後の実質的な変更が行われた国	-
c 国際貿易を制限し、歪め又は混乱させるような結果をもたらさない。	(上記a、bにより達成)	-
d 国内産品を決定するための規則よりも厳しいものでないこと及び最恵国原則の遵守	c 同左	-
e 一貫性のある、一律の、公平な、かつ、合理的な態様で運用	d 同左	-
f 積極的な基準(positive standard)の採用	(上記bにより実施)	b 第2条fと同じ。
g 自国の法令、司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定の公表	e 同左	c 同左
h 輸出者、輸入者等の要請による原産地事前教示への回答を、要請後150日以内に実施(3年間有効)	f 同左	d 同左
i 遡及適用の禁止	g 同左	e 同左
j 司法裁判所、仲裁裁判所又は行政裁判所等による速やかな審査を受け得る。	h 同左	f 同左
k 関係当局に対する守秘義務	i 同左	g 同左

(出典: Vermulst and Imagawa, “The Agreement on Rules of Origin”, Tables 1 and 2, pp.610-611.)